

熊本県企業誘致連絡協議会 PR グッズ作成業務仕様書

1 委託事業名

熊本県企業誘致連絡協議会 PR グッズ作成業務

2 目的

誘致活動に活用し、熊本県の PR を目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年（2025年）11月28日（金）まで

4 委託業務

- ①PR グッズの仕様・デザインの検討、作成
- ②作成した PR グッズの個別包装

5 仕様

- ①素材：指定なし。
- ②サイズ：一定程度の大きさ。
- ③本体色：指定なし（図柄に合うもの）。
- ④図柄：くまモンイラストを使用すること。くまモンイラストは熊本県の利用許諾を得られるもの。
- ⑤外装：個別箱入り。
- ⑥数量：実施要領記載の予算額の範囲内で可能な個数。ただし、150 個以上であること。
- ⑦製造過程の衛生管理が徹底されており、異物等の混入、汚れ等がないか検品を徹底すること。
- ⑧本グッズは、企業の役員や団体幹部への贈答品としての活用を想定しているため、そうした活用を念頭に置いた仕様とすること。

6 業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、実施内容について熊本県企業誘致連絡協議会と協議しながら行うこと。
- (2) 受託者は、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。
- (3) 熊本県企業誘致連絡協議会から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (4) 委託業務を行うために必要となる資料等は、その必要に応じて受託者に提供できること。
- (5) 受託者は、いかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに熊本県企業誘致連絡協議会と協議すること。

7 実績報告書の提出

受託者は、委託期間終了までの間に実績報告書を熊本県企業誘致連絡協議会に提出すること。

8 委託費の支払い

熊本県企業誘致連絡協議会は、業務の処理が完了した後、実績報告書の提出を受けて検査を行い、その内容が契約上の要件を満たしていれば、委託費の支払いを行うこと。

9 知的財産権等の取扱い

受託者が制作した成果物（資材、デザイン及びデジタル素材等を含む）の著作権、出版権、使用権は、熊本県企業誘致連絡協議会に帰属する。

10 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。

(2) 過去に作成したPRグッズは以下のとおり。

R6年度：くまモンイラスト付きサーモスマグカップ

R5年度：くまモンイラスト付きステンレスボトル

R4年度：くまモンイラスト付きペンスタンド